

**【目次】**

- ・「適格消費者団体申請」実現しました！  
……1 ページ
- ・第2回公開セミナー「身近な法律考えよう」を聞かせてください  
……2 ページ
- ・適格消費者団体認定を待ち望んでいます  
……3 ページ
- ・「消費者支援基金」給付が決定！  
・今年度2回目の「ホクネット通報ダイヤル」を実施  
・編集後記  
……4 ページ

**★★★「適格消費者団体申請」実現しました！★★★**

平成19年12月22日設立から1年11ヶ月で消費者支援ネット北海道は適格消費者団体申請をいたしました。



思えば、平成19年4月より道内一本化での適格消費者団体を目指したネットワークづくりに奔走した日から約3年。北海道大学、北海学園大学の法学部教授や弁護士、司法書士、消費生活アドバイザーの方々へのヒアリングから始まり、何回か訪問を重ねるうちにはすっかり気心が知れ、いろいろ相談できるようになったのはこの仕事の役得かと思っております。

NPO法人は『人が宝』といいます。どんな素晴らしい器を揃えてもそれを使いこなす人がいなければ、ただの器にすぎません。そういう意味では、ホクネットは活動資金こそ乏しいですが、活動している熱意あるメンバーの方々に恵まれており、人材の宝庫ともいえます。



今回の申請業務を経験し、適格消費者団体の申請書類の多さは噂に聞いておりましたが、実際、手がけてみると自分たちの活動の書類といえども、その多さに驚き、積み上げて高さをはかったほどでした。

そういうわけで、事務局スタッフだけでは到底足りなく、検討委員やボランティアの方に応援を頼んで、何とか11月27日申請に間に合うことができました。関係した方々にあらためて紙面を借りてお礼申し上げます。

まずは設立当初の目標に近づくことができたのですから、一歩前進することができました。

11月27日(金)北海道新聞朝刊に適格消費者団体認定申請の記事が2ページに渡り掲載されました。



## 《第2回公開セミナー「身近な法律考えよう」を聞かせていただいて》

ホクネット理事 伊藤 貞男 (北海道生協連)

11月14日(土)今年度2回目のホクネット公開セミナー「身近な法律考えよう」が行われ、瀬川信久ホクネット理事長から『民法改正を知っていますか? ~110年ぶりに抜本改正~』、向田直範ホクネット理事から『ほんとですか? その表示 ~改正景品表示法について~』の2本の講演があり、謹聴した。私は「民法改正について知らなかった」ばかりでなく、民法についても知識がまったく乏しいので、110年ぶりの抜本改正について、実に興味を持って聞かせていただいたのである。

日本の民法は1890年(明治23年)に公布されたが施行されなかった「旧民法」の修正法として、財産法(第1~3編)は1896年(明治29年)に、家族法(第4~5編)は1989年(明治31年)に公布され、両方とも1989年に施行された。その後、家族法については1947年(昭和22年)に新憲法制定に伴って全面的な見直しが行われたが、財産法は幾つかの重要な改正があったものの多くは改正がなくて今日に至っているとのこと、まさに110年ぶりの改正といえる。この民法の契約法を中心とする「債権法」の領域が今回の改正の対象だが、改正の試案を作成することを目的に2006年10月に設立された「民法(債権法)改正検討委員会」が今年4月に試案を発表した。そして、11月から法制審議会で検討を開始した。3年後の施行が目途とのことである。

内容は難しくなかなか要約できない。しかし消費者契約の規定を「契約に関する規定群」に、また民法を《人》から《人+事業者+消費者》へと拡大し、商法の商行為規定を民法に包摂することなど、乏しい知識ながら、“へ～え!”と思う内容満載の講演で、大いに触発されました。2~3年後には改正の中心について再度講義を聞かせて戴きたいものです。

改正景品表示法については目的の改定(改正前の法の目的が「公正な競争の確保」に着目していたが、改正後は「一般消費者の自主的・合理的選択の阻害」に着目して規制する)が重要であり、このほか、実に具体的に内容の解説を戴きました。また、この度の改定によって適格消費者団体による差止請求権がこの法律に規定されました。この法律の理解・普及に努めたいものです。有用なセミナーでした。



第2部講演の  
向田直範理事



第1部講演の  
瀬川信久理事長



進行の大嶋明子  
さん(事務局)



68名の参加が  
ありました

アンケートより  
今回の公開セミナーで回答頂いた  
アンケートから、ご意見の一部を  
ご紹介します

- ・景品表示法の内容について講演時間が短いと感じた
- ・事例があつて、わかりやすかつた
- ・内容が濃くて聴き取ることで精一杯でした。
- ・先生方のお話を、ひとつひとつゆっくりと聞きたかつた



## ののの適格消費者団体認定を待ち望んでいますののの

検討委員 竹之内 洋人（弁護士）

ホクネットの検討委員となって約1年半となります。私は情報通信グループに所属して、携帯電話に関する諸問題などの検討、申入活動に参加してきました。その中で私が主担当者となっている案件は、ソフトバンクモバイル(SBM)の高額随時請求約款に関するものです。「高額随時請求」と言ってもご存知ない方が多いと思いますので簡単に説明しますと、短期間に高額料金となる利用があった場合、通常の支払日より前に支払を請求するということです。「約款」というのは契約のようなものと考えていただいても結構です。このような場合、注意喚起は利用者にとってもありがたいと思われそうですが、さらに支払日以前に支払わなければならないとなると話は別です。突然早期の支払を求めるのは消費者契約法に照らし問題があるのではないか、かかる約款の使用は取りやめるべきであるという申入をSBMに行ったのですが、SBMからは問題ないとの回答がなされ、回答内容を巡って質疑を繰り返しています(ホームページをご覧ください)。

SBMから最終的にホクネットとして了解する回答がなされるかどうかはまだ分かりませんが、仮にホクネットとしては了解できる回答がなされずとも、現在はそれ以上如何ともしがたいです。しかし、現在申請中の適格消費者団体認定がなされますと、ホクネットが申入をしても、消費者契約法などに反すると思われる約款等の使用を取りやめない事業者に対しては、裁判所に差止命令を請求できるようになります。継続的取引グループで取り組んでいる建物賃貸借契約の関係では、誠意ある対応をしない不動産業者もありましたが、適格団体となれば、そのような業者はホクネットに訴えられる可能性も出てくるため、きちんと対応してくれることが期待されます。ぜひとも認定を受けたいわけです。

このように、消費者の皆さんのため、よりパワーアップすることを目指しているホクネットに、いっそうのご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

### 竹之内 洋人 氏 プロフィール

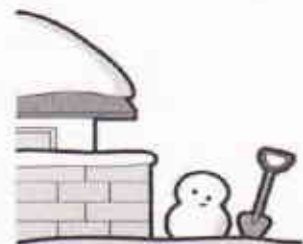
1970年生まれ

> 1996年弁護士登録

> 2002年公園通り法律事務所設立



通報ダイヤル  
でもご協力い  
ただきました



## 「消費者支援基金」給付が決定！

NPO 法人企業社会責任フォーラムの消費者支援基金に申請していましたが、12月3日に助成金が決定した旨連絡がありました。

これからの「通報ダイヤル」「公開セミナー」を実施するに当たって有効に使わせていただく予定です。

## 今年度2回目の「ホクネット通報ダイヤル」を実施！

学習塾・教材のトラブル、ブライダル・貸衣裳の契約・解約に関するトラブルなどの情報をお寄せ下さい！

- ・受付日時 平成22年2月21日(日)  
午前10時から午後4時まで
- ・場所 消費者支援ネット北海道事務所

電話番号 **011-221-3301** (通報ダイヤル専用)

- ・結婚式場(高額なキャンセル料の請求など)
- ・各種スクール(授業料が返還されないなど)
- ・結婚相手紹介サービス(中途解約時の返金額が少ないなど)



### 編集後記



今年も最後の月となり、「今年を表す漢字」「重大ニュース」「今年のベスト10」などという文字がメディアを賑わしていますが、ホクネットにとっての一番の出来事は、なんといっても適格消費者団体への申請を行った事です。これで終わりということではありませんが、目標の一つをクリアしたというところでしょうか。春の訪れと認定の報告を待ち望み、厳しい冬を乗り越えなくては...



**NPO 法人 消費者支援ネット北海道**  
(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目

ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info\_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>